

事 務 連 絡
平成21年5月21日

各県立学校長 様
各教育機関の長 様
各教育事務所長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

**新型インフルエンザ対策の「県内発生期」に備えた連絡体制について
(通知)**

関係機関におかれては、「公立学校等における対応マニュアル」に掲げた「3 国内発生期の対応」(ただし一部の項目は適用保留)を実施いただいているところと存じます。

今後、県内で感染が確認された場合には、同マニュアルに掲げた「4 県内発生期以降の対応」を直ちに適用するのではなく、「**新型インフルエンザ『県内発生期』における公立学校等の対応について**」(平成21年5月12日付け**事務連絡**)に基づき対応することを予定しておりますので、あらためてご確認ください。

なお、今後、関係機関において「**感染が疑われる**」事例が生じた場合、**発熱相談センターへの相談後に発熱外来を受診し、発熱外来において「疑われる」と判断された段階で、下記により県教委本部へ速やかにご連絡ください。**

なお、発熱外来受診後、「疑似症患者」又は「感染者」として確定された場合には、県健康福祉部薬事衛生課から県教委本部に対して連絡が入ることになっております。

県内発生に備え、速やかな初動体制を敷くためにも関係機関と県教委本部との情報共有が極めて重要ですので、下記による事前の情報伝達を徹底していただきますよう重ねてお願いいたします。

記

- **発熱外来を受診し、発熱外来において「疑われる」と判断された段階で、速やかにご連絡ください。**

【島根県教育委員会危機管理対策本部】(総括班)

島根県教育庁総務課 総務広報グループ

平日：0852-22-5403

時間外・夜間・休日：(携帯電話 掲載省略)

事 務 連 絡
平成21年5月21日

各市町村教育委員会 教育長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

**新型インフルエンザ対策の「県内発生期」に備えた連絡体制について
(通知)**

各市町村教育委員会におかれては、「公立学校等における対応マニュアル」に掲げた「3 国内発生期の対応」(ただし一部の項目は適用保留)を実施いただいているところと存じます。

今後、県内で感染が確認された場合には、同マニュアルに掲げた「4 県内発生期以降の対応」を直ちに適用するのではなく、「**新型インフルエンザ『県内発生期』における公立学校等の対応について**」(平成21年5月12日付け**事務連絡**)に基づき対応することを予定しておりますので、あらためてご確認ください。

なお、今後、市町村教育委員会所管の公立学校において「**感染が疑われる**」事例が生じた場合、**発熱相談センターへの相談後に発熱外来を受診し、発熱外来において「疑われる」と判断された段階で、下記により県教委本部へ速やかにご連絡ください。**

なお、発熱外来受診後、「疑似症患者」又は「感染者」として確定された場合には、県健康福祉部薬事衛生課から県教委本部に対して連絡が入ることになっております。

県内発生に備え、速やかな初動体制を敷くためにも市町村教育委員会と県教委本部との情報共有が極めて重要ですので、下記による事前の情報伝達を徹底していただきますよう重ねてお願いいたします。

記

- **発熱外来を受診し、発熱外来において「疑われる」と判断された段階で、速やかにご連絡ください。**

【島根県教育委員会危機管理対策本部】(総括班)

島根県教育庁総務課 総務広報グループ

平日：0852-22-5403

時間外・夜間・休日：(携帯電話 掲載省略)